令和８年（フ）第７９９号
大阪府泉大津市二田町２丁目１－３　レオパレス二田110号、開始決定時の住所愛知県名古屋市中村区西栄町60番地の１
破産者　木谷　彰太
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９１７号
名古屋市南区豊１丁目16番31号、従前の住所愛知県知多市にしの台１丁目2309番地の18
破産者　大橋　孝司
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第９９８号
名古屋市中川区万場４丁目1203番地　ユーハウスＶ202号、住民票上の住所名古屋市港区入場１丁目2306番地　ビアンコ・ロッソ303号
破産者　三葉建材こと　三本　葉月
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０３６号
愛知県愛西市北一色町昭和202番地２、従前の住所愛知県津島市西愛宕町２丁目116番地４
破産者　榊間　　禎
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１１５６号
名古屋市瑞穂区田辺通５丁目15番地　グランドハイツ瑞穂公園1102号
破産者　髙橋　直也
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４３４号
愛知県清須市阿原八幡165番地　シャトー・ラトゥール101
破産者　亀岡　周平
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第５５９号
愛知県豊田市高丘新町上平地188番地　アドバンス上平地Ｄ号、前住所愛知県豊明市三崎町丸ノ内４番地８　ユニオンハイツ丸ノ内302号
破産者　樽角　武史
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和７年（フ）第６８５号
愛知県豊田市平和町３丁目70番地１　サンシティ平和Ｃ201号、前住所愛知県豊田市平山町６丁目46番地35　萩野マンションＡ301号
破産者　西田　　剛
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第９号
愛知県豊田市青木町３丁目163番地　ラ・ファミーユＡＯＫＩ　Ｃ号
破産者　服部　　勉
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
愛知県知立市牛田町東裏58番地２　レオパレス田園201号、前住所愛知県豊橋市野依台二丁目１番地１　ヒルタウン寮Ｃ509
破産者　飯嶌　大輝
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１７１号
愛知県西尾市寺津町十三塚50番地２　メゾンアモロッソⅠ番館102号室
破産者　田中　雅俊
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２３５号
愛知県安城市篠目町１丁目21番地９　アーバンパレスＣ－101
破産者　久野　祐司
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１５６０号
大阪市平野区加美東６丁目２番７号
破産者　毛馬　慎一
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第１１６４号
堺市北区金岡町1415番地２　サンヴァリエ中百舌鳥９号棟607号室
破産者　尾谷　　仁
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１２６０号
大阪府富田林市別井三丁目９番38号
破産者　スタジオ・エスケーワークこと　佐藤和男
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和７年（フ）第１２６１号
大阪府富田林市別井三丁目９番38号
破産者　佐藤比砂子
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１０２号
大阪府羽曳野市恵我之荘２丁目５番25号
破産者　奥　　晴行
１　決定年月日　令和８年９月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係